

一般社団法人日本卵子学会生殖補助医療管理胚培養士及び 胚培養士資格制度に関する細則

第1条 生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士資格の更新にあたって、「公益社団法人日本産科婦人科学会(以下「日本産科婦人科学会」という)の登録施設において、継続して生殖補助医療業務に携わっていること」に関しては、以下の通りの扱いとする。

- (1) 資格有効期間の5ヵ年間に、日本産科婦人科学会の登録施設において生殖補助医療業務に携わらない休職期間が生じた場合(転職・出産育児休等)、休職期間を資格の凍結期間とし(通算で3ヵ年未満)、生殖補助医療業務に携わった期間が5ヵ年間に達した後、資格の更新ができるものとする。
- (2) 凍結を希望する者は更新審査の受付期間終了日までに凍結希望届を提出しなければならない。ただし勤務先の変更などの正当な理由がある場合、期間内の合計が30日間以内の休職は凍結とみなさないで、凍結希望届の届出は不要とする。
- (3) 凍結を行う場合、休職期間が通算で2ヵ年未満の場合は、生殖補助医療業務に携わった期間が5ヵ年間に達した時点で、資格の更新ができるものとする。
なお、資格の更新は、一般の更新と同様に行うものとする。
- (4) 休職期間が通算で2ヵ年以上3ヵ年未満の場合は、生殖補助医療業務に携わった期間が5ヵ年間に達するとともに、認定委員会が主催する講習会を受講した時点で、資格の更新ができるものとする。なお、このことが適用されるのは、認定委員会で休職事由が正当であると判断される場合に限るものとし、それ以外の場合には、資格の更新はできないものとする。また、資格の更新は、一般の更新と同様に行うものとする。
- (5) 休職期間が通算で3ヵ年間以上の場合は、休職の事由の如何にかかわらず、資格の更新はできないものとする。

第2条 更新申請時、「過去の勤務先の施設証明書・実務経験証明書が入手不可能な認定者」に関しては、指定書類に加えて、以下の書類を提出の上、認定委員会で個別に検討する。

- (1) 実務証明書を入手できない理由書
経緯を、年月日も含め具体的に記載すること。

入手できない理由を委員会が把握しうる説明が必要であり、認定委員会で審議する。

やむを得ない入手できない理由*と認められた場合、以下の書類の審査を行う。

*やむを得ない入手できない理由の例：

- ・在職していたクリニックの突然の閉鎖
- ・退職の際にクリニックに、次回更新時に必要な書類を求めたが、正当な理由の開示もなく応じてもらえなかった

(2) 実務証明書に相当する書類の提出

(1)の理由書に加え、以下①～③の全ての書類を提出すること。

- ①退職したクリニックの在籍を証明する書類（給与証明、保険証の写しなど）
- ②退職したクリニックが在職期間、継続して日本産科婦人科学会の登録施設であったことの証明（日本産婦人科学会で公表している諸登録施設一覧など）
- ③現在勤務している本学会会員であるクリニックの責任者による、入職時点で胚培養士として継続勤務していたと同等の技能を有すると考えられる旨の証明書。同施設に勤務している管理胚培養士による同様の証明書も可とする。

- (3) (2)が提出できない場合は、更新料と同金額の1万円で再受験とし、合格をもって更新を認める。不合格の場合は、資格失効となる。再受験の有効期限は、更新予定年度とその翌年の2年間までとする。

第3条 この細則は学会の理事会の承認を受けなければ変更することはできない。

附 則

この申し合わせは、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成25年11月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成27年2月16日から適用する。

附 則

1. 申し合わせから細則に改定、平成 28 年 10 月 21 日理事会で承認。
2. この細則は平成 28 年 10 月 21 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この細則は平成 30 年 5 月 26 日から適用する。